

委託業務仕様書

1. 事業名 国東市放課後学習塾運営委託業務
2. 事業の目的
 - (1)安岐中学校3年生の基礎学力及び活用力向上を支援する。
 - (2)希望するすべての生徒に対し、平等に学習できる場を提供する。
3. 名称 国東市放課後学習塾
4. 設置場所 大分県国東市安岐町中園 安岐中学校内の教室
5. 業務委託期間 委託契約日の翌日から令和5年3月31日まで
6. 利用者の範囲
国東市放課後学習塾を利用することができる者は、安岐中学校3年生で希望する生徒とする。(以下「利用者」という。)
7. 国東市放課後学習塾に関する業務内容
安岐中学校及び国東市と連携し、次の業務を行うものとする。
 - (1)放課後学習塾
 - ① 安岐中学校内の教室を活用した通年での放課後学習塾運営に関する業務（授業の開設、講師の派遣等）
 - ② 利用者に対する学習支援に関する業務
 - ③ 放課後学習塾の運営に必要な資機材の調達（学習に必要な備品・教材・OA機器等の用意等）。ただし、利用者用の机、椅子は市が用意するものを使用すること。
 - ④ 学習指導方針について、学校との情報共有
 - ⑤ その他、本事業の目的を達するために市長が必要と認める業務
 - (2)その他
 - ① 受託事業者は、国東市及び国東市教育委員会との情報交換や業務の調整に努め、本業務を円滑に実施するものとする。
 - ② 他の市内中学校から要望がある場合、来年度以降柔軟に対応できるよう努めるものとする。
 - ③ その他市長が必要と認める業務については、事前に国東市と協議するものとする。

8. 施設管理に係る費用負担

放課後学習塾の運営に係る光熱水費は国東市の負担とする。

9. 運營業務にあたっての基本的な考え方

- (1) 利用者の安全確保を第一とすること。
- (2) 国東市が設置する施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の個人等に有利にあるいは不利になるような運営をしないこと。
- (3) 関係教育機関との連携等により、効率的・効果的な運営を行うとともに、経費の節減にも努めること。
- (4) 利用者の学習意欲の高揚、学習の習慣化等を図るため、利用者とのコミュニケーション、相談、必要な助言等の対応を行うこと。
- (5) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- (6) 業務等において知り得た個人情報の保護及び適切な取り扱いを徹底すること。

10. 運營業務等について

- (1) 開校期間 契約締結日の翌日以降から令和5年3月31日
- (2) 場 所 大分県国東市安岐町中園 安岐中学校内の教室
- (3) 対 象 者 安岐中学校3年生で希望する生徒
- (4) 受講対象者数 25名程度
- (5) 受講料 無料
- (6) 放課後学習塾開催日及び実施時間
 - ① 開 催 日 水曜日
 - ② 実施時間 前半 15:20 ~ 16:05
後半 16:10 ~ 16:55
その他学校行事等によって、変更する可能性有り。
- (7) 講師の配置 講師を2名配置する。
- (8) 授業の内容
 - ① 講師による個別指導及び映像教材を活用した指導とし、指導科目は数学、英語の2科目とする。
 - ② 学校と連携し、利用者の幅広いニーズへ対応した指導及び支援
- (9) 使用教材 テキスト教材、映像教材、その他、個々の学力や希望進路に応じた適切な各種教材を用意すること。

11. その他の業務に関すること

- (1) 国東市に提出する書類の作成等庶務経理業務
 - ① 次年度の事業計画書及び収支計画書等の作成に関する業務
 - ② 当該年度の事業報告書及び収支決算書等の作成に関する業務
 - ③ 毎月の施設利用実績等を記載した月次報告書の作成に関する業務

- ④国東市との連絡調整に関する業務
 - ⑤委託期間終了後にあつての引継ぎに関する業務
 - ⑥その他必要な書類の作成及び報告に関する業務
- (2)災害及び事故発生時等の緊急時の対応
- ①利用者の事故防止のための業務
 - ②災害及び事故発生に備え、緊急時の対応マニュアルの作成及び職員研修・訓練の実施に関する業務
 - ③災害及び事故発生時の避難誘導、被害拡大防止のための業務及び市を含め関係機関への連絡調整等に関する業務
 - ④感染症の発生又はまん延防止に関する業務
- (3)利用者、保護者又は住民等からの意見・要望等への対応
- 利用者、保護者又は住民等からの意見・要望及び苦情等に対しては適切に対応し、必要に応じ国東市に報告すること。
- (4)その他必要な業務
- 塾運営や行事等について、関係機関等との協力・連携を図り実施すること。

1 2. 保険加入について

受託事業者は、賠償責任保険等必要な保険に加入すること。

1 3. その他

本仕様書に明示なき事項または業務上疑義が生じた場合は、国東市と受託事業者の協議により業務を進めるものとする。